

資料 5

文化の家特定天井等改修工事

改修工事の目的

平成 25 年の建築基準法改正により、高さが 6m、かつ、水平投影面積が 200m²を越える吊り天井が「特定天井」と制定され、地震時に天井が崩落することのないように安全対策を講じる必要があるため。

改修工事に伴う文化の家施設休館予定期間

令和 7 年 1 月から令和 8 年 3 月まで（15か月）※全館休館

※実施設計業務の過程、工事の進捗状況等によって変更が生じる場合があります。

令和 5 年度業務

文化の家特定天井改修工事等実施設計

契 約 者 （有）香山建築研究所

契 約 額 32,890,000円

契約期間 令和 6 年 2 月 29 日

令和 6 年度から 7 年度予定

文化の家特定天井改修工事等

※特定天井：森・風のホール客席、東西ガレリア・アトリウム

※特定天井以外：森のホール音響反射板、森・風のホールホワイエ天井、昇降機、舞台監視カメラ、舞台ホール照明、空調設備関連制御機器改修等。

施設予約

令和 6 年 1 月から 1 年前の新規ホール予約、令和 6 年 7 月から半年前の新規アートリビング予約抽選会は一旦休止。抽選会再開は令和 7 年 4 月予定（開館 1 年前）